

令和7年度

業 務 概 要



福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

目 次

I 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況

1	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革	1
2	管内の概況	2
3	組織の概要	3
4	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要	4
5	職員の配置状況	6
6	附属機関	7

II 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務

1	総務企画課	8
2	健康増進課	12
3	保健衛生課	20
4	地域環境課	31
5	環境指導課	34
6	社会福祉課	36
7	保護課	43
8	監査指導課	45

I 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の概況

1 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の沿革

【本庁舎】		【分庁舎】	
昭和 13 年 9 月	飯塚保健所を仮庁舎にて開設		
昭和 14 年 2 月	飯塚保健所の開設	昭和 16 年 7 月	福岡県直方保健所を仮庁舎にて開設
昭和 19 年 12 月	大隈保健所の開設	昭和 17 年 4 月	福岡県直方保健所を新設し移転
昭和 24 年 4 月	飯塚保健所分室（吉原町診療所）を開設・診療開始	昭和 19 年 10 月	管轄地域を分割し、宮田保健所を設置
昭和 26 年 10 月	飯塚保健所庁舎増築		
昭和 26 年 12 月	大隈保健所新築移転 山田分室設置	昭和 28 年 9 月	直方保健所本館瓦葺 2 階に増築
昭和 30 年 11 月	地方事務所廃止し、嘉穂福祉事務所を設置	昭和 30 年 4 月	町村合併により 1 市 2 町地方事務所を廃止し、鞍手福祉事務所を設置
昭和 35 年 5 月	山田分室を廃止		
昭和 39 年 6 月	総務課の一部と福祉第 2 課を持って嘉穂福祉事務所分室を設置	昭和 35 年 10 月	宮田保健所新築移転
昭和 47 年 3 月	飯塚保健所と嘉穂福祉事務所が飯塚総合庁舎に移転	昭和 53 年 4 月	直方保健所を直方市山部へ新庁舎設置移転
平成 9 年 4 月	飯塚保健所、大隈保健所の統合に伴い、嘉穂保健所に改称	平成 9 年 4 月	直方保健所、宮田保健所の統合に伴い、鞍手保健所に改称
平成 10 年 4 月	民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。		
平成 14 年 9 月	保健所と福祉事務所の統合により、嘉穂保健福祉環境事務所として飯塚総合庁舎に事務所を設置	平成 14 年 9 月	保健所と福祉事務所の統合により、鞍手保健福祉環境事務所として直方総合庁舎に事務所を設置
平成 20 年 4 月	本庁再編により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管は、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部となる。		
平成 21 年 10 月	嘉穂保健福祉環境事務所と鞍手保健福祉環境事務所の統合により、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所本庁舎を飯塚総合庁舎に、分庁舎を直方総合庁舎に設置		

2 管内の概況

(1) 地理的背景

福岡県のほぼ中央に位置し、4市3町で構成され、面積は620.84k㎡(福岡県全体の12.5%)、人口は268,574人(令和6年10月1日現在)※となっており、北東は北九州市、西は糟屋郡などの都市圏に隣接しています。

(※環境部門は上記に加え、田川地域、監査部門は宗像・遠賀地域を所管します。)

管内は、東西及び南の三方がそれぞれ関の山山系、三郡山、古処山系、福智山系によって囲まれ盆地状を呈しており、南北に遠賀川が流れています。

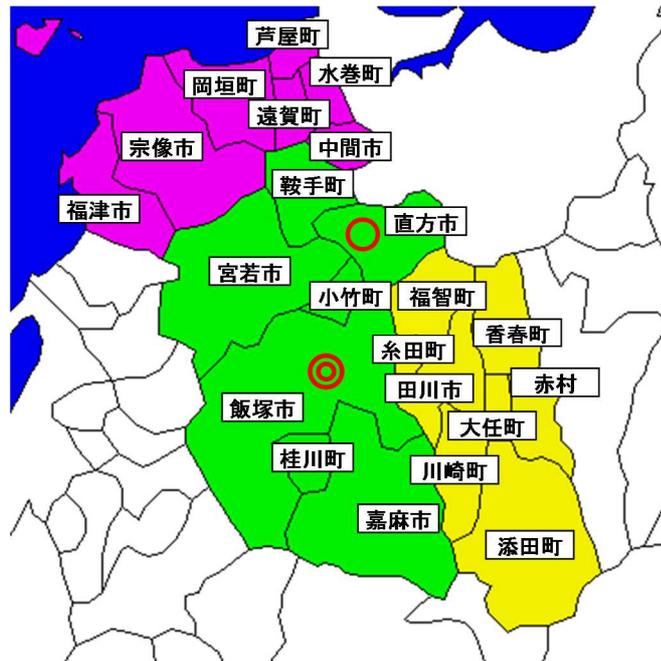
気候は、夏冬及び昼夜の気温差が大きく、氷・雪・霜が県内の他地区に先駆けてやってきます。降水量がかなり多く、風は年間を通じて弱く、霧の発生は主として秋季に多いなど盆地性の特徴を示しています。

※資料：福岡県人口移動調査 令和6年福岡県の人口と世帯年報

(2) 所在地

- ◎ 本庁舎：福岡県飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎本館、別館
- 分庁舎：福岡県直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎

(3) 管轄区域



管轄区域（上図の の地区）

- ・飯塚市、嘉麻市、嘉徳郡（桂川町）
- ・直方市、宮若市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）

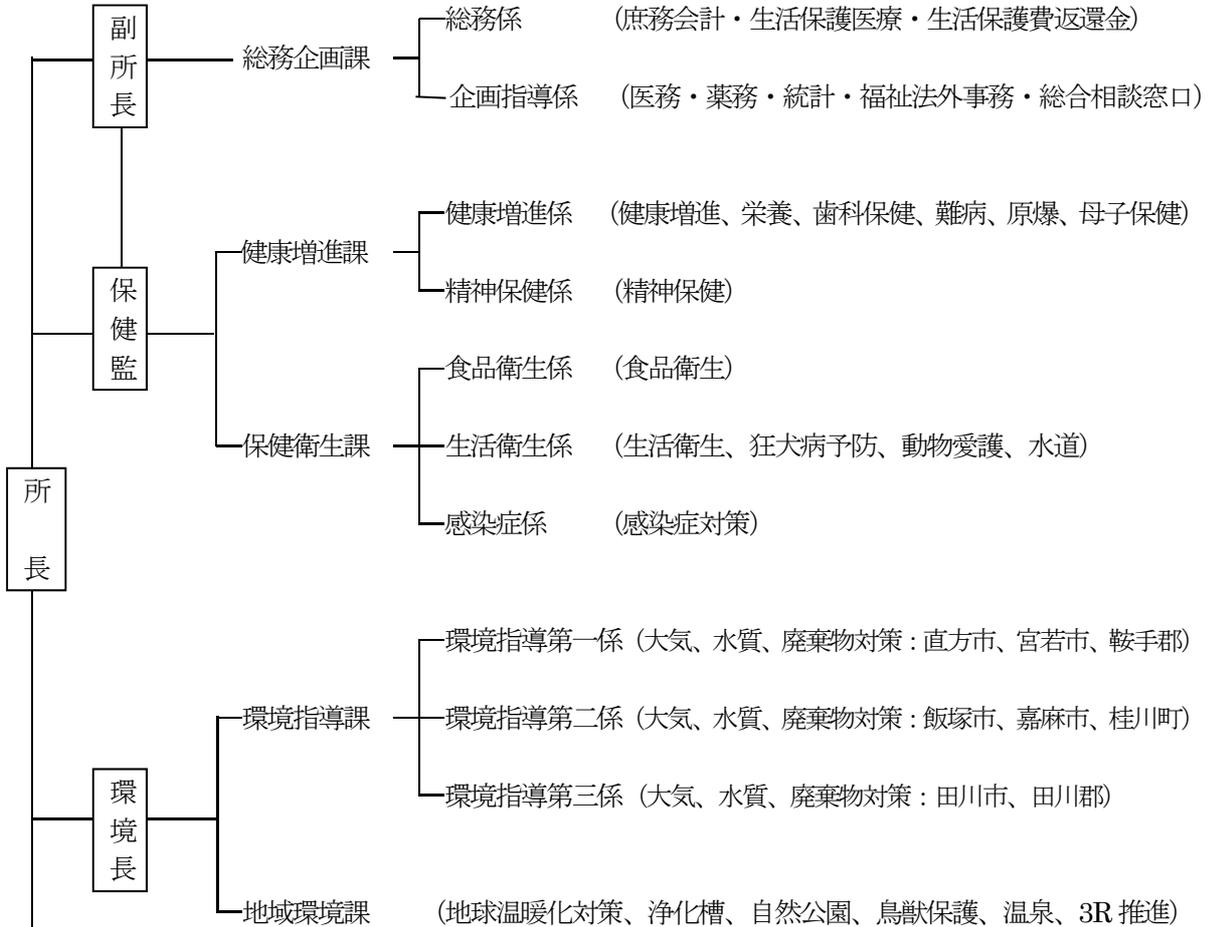
※環境部門は、田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）も所管します。（上図の の地区）

※監査指導課は、宗像市、福津市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）も所管します。（上図の の地区）

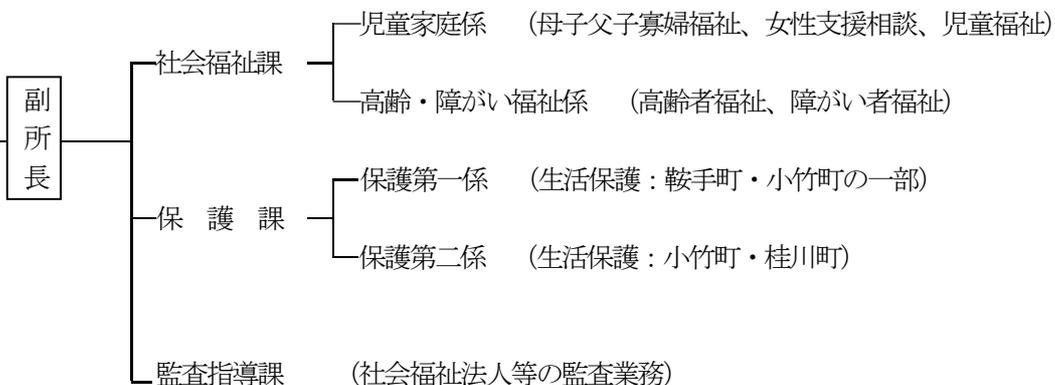
3 組織の概要

組織機構及び分掌事務

<本庁舎>



<分庁舎>



4 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所で受けられるサービスの概要

< 取り扱っている許可・届出・登録等は以下のとおりです。 >

許可・届出・登録等の名称	担当課・係
病院・診療所・助産所開設許可、診療所・助産所開設届、医療法人変更認可、衛生検査所登録、施術所開設届（あはき法、柔整法）、出張施術所業務開始届（あはき法）、歯科技工所開設届	企画指導係 0948-21-4914
薬局・医薬品販売業・高度管理医療機器販売業許可、毒物劇物販売業登録、麻薬関係届	0948-21-4876
食品営業許可、臨時営業許可、バザー届	食品衛生係 0948-21-4817
旅館業営業許可、公衆浴場業営業許可、興行場営業許可、理容所・美容所開設届出、クリーニング所営業届出、特定建築物届出、建築物清掃業者等登録、遊泳用プール設置届出、水道に関する届出、特定動物飼養保管許可、動物取扱業登録	生活衛生係 0948-21-4973
浄化槽設置届出、浄化槽保守点検業登録、温泉に関する許可、自然公園に関する許可・届出	地域環境課 0948-21-4975
産業廃棄物処理業許可、大気汚染防止法関係届出、水質汚濁防止法関係届出、ダイオキシン特措法関係届出、土壌汚染対策法関係届出、PRTR届出、自動車リサイクル法登録・許可	環境指導課 0948-21-4812

< 保健福祉環境事務所で取り扱う保健福祉関係の指定申請は以下のとおりです。 >

指定機関の申請・受け付け	担当係
生活保護法に関する指定医療機関、指定介護機関	分庁舎総務係 0949-22-5691
指定介護（予防）サービス事業者の指定 指定障がい福祉サービス事業者の指定	高齢・障がい福祉係 0949-23-3119
結核指定医療機関の指定	感染症係 0948-21-4972
被爆者一般疾病医療機関の指定申請	健康増進係 0948-21-4815

< 保健福祉環境事務所で取り扱う各種免許申請は以下のとおりです。 >

各種免許申請	担当課係
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、准看護師、栄養士、毒物劇物取扱責任者、登録販売者、麻薬取扱者	企画指導係 0948-21-4876
製菓衛生師、ふぐ処理師	食品衛生係 0948-21-4817
クリーニング師	生活衛生係 0948-21-4973
調理師、受胎調節実地指導員	健康増進係 0948-21-4815

<お問い合わせ先>

	課・係	電話番号	所在地	
本庁舎	総務企画課	総務係	0948-21-4911	〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 (飯塚総合庁舎 本館)
		企画指導係	0948-21-4876	
	健康増進課	健康増進係	0948-21-4815	
		精神保健係	0948-21-4875	
	保健衛生課	食品衛生係	0948-21-4817	
		生活衛生係	0948-21-4973	
		感染症係	0948-21-4972	
	地域環境課		0948-21-4975	〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号 (飯塚総合庁舎 別館)
	環境指導課	環境指導第一係	0948-21-4812	
環境指導第二係		0948-21-4813		
環境指導第三係		0948-21-4814		
分庁舎	社会福祉課	児童家庭係	0949-22-5692	〒822-0025 直方市日吉町9番10号 (直方総合庁舎)
		高齢・障がい福祉係	0949-23-3119	
	保護課	保護第一係	0949-22-5695	
		保護第二係	0949-22-5696 0949-23-3120	
	監査指導課		0949-22-5667	

<定期業務・一般健康相談等>

項目	問い合わせ先	本庁舎(飯塚市)		分庁舎(直方市)	
		日時	備考	日時	備考
乳幼児発達相談	健康増進係	年6回	予約制 0948-21-4815	本庁舎のみの対応です	
B型・C型肝炎 相談・検査		毎週火曜日 9:30~10:30	予約制 0948-21-4815	本庁舎のみの対応です	
特定感染症相談・検査 (エイズ・梅毒・性器クラミジア感染症等)	感染症係	毎週火曜日 9:30~10:30	予約制 0948-23-5911	第1月曜日 13:10~14:10	予約制 0948-23-5911
精神保健福祉相談 (こころ・アルコール・薬物・思春期・認知症)	精神保健係	第2月曜日、第3~5木曜日 午後	予約制 0948-21-4875	第1, 3, 5火曜日 第2 水曜日 午後	予約制 0948-21-4875
犬・猫の引き取り ※所有者の都合による引取りは 行っていません	生活衛生係	毎週月・木曜日 9:00~16:00	要事前相談	御相談ください	電話 0948-21-4973
母子父子寡婦福祉 女性支援相談・児童福祉	児童家庭係	予約制 0949-22-5692		月曜~金曜日 8:30~17:15	電話 0949-22-5692
不妊・不育と性の相談 (ホットライン)	健康増進係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-29-0277	*本庁舎のみの対応です。	
骨髄バンク登録		毎週火曜日 13:00~13:30	予約制 0948-21-4815		
性感染症電話相談 (ホットライン)	感染症係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5911		
難病電話相談 (ホットライン)	健康増進係	月曜~金曜日 8:30~17:00	専用電話 0948-23-5820		

5 職員の配置状況

(令和7年6月1日現在)

職種別	合計	内 訳							
		総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	地域 環境課	環境 指導課	社会 福祉課	保護課	監査 指導課
一般事務	57	14	3	2	4		9	18	7
技 術	医師	2	2						
	薬剤師	10	3	1	1	5			
	獣医師	8		7		1			
	診療放射線技師	1		1					
	臨床検査技師	1		1					
	理学療法士	1						1	
	管理栄養士	2		2					
	化学	8				1	7		
	保健師	22	1	14	7				
	助産師	0							
	歯科衛生士	2						1	1
	小計	57	6	16	17	2	13	1	1
	労 務	用務員	0						
自動車運転士		0							
動物愛護管理技術員		4		4					
小計		4		4					
合計	118	20*	19	23	6	13	10	19	8
(その他の職員) 精神保健嘱託医 廃棄物不法投棄対策専門員 生活保護嘱託医 生活指導等支援員 在宅医療・介護連携支援員	15		8			4		1	

※ 所長、副所長（2名）、保健監、環境長を含む。

◆ 本庁舎：81名 分庁舎：37名 計118名

6 付属機関

※令和6年度開催状況

<p>嘉穂・鞍手保健所運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保健所における保健行政の課題と取組み ②各部会報告 ③その他の協議 	<p>11月13日(水) 13:30～14:35 飯塚総合庁舎 大会議室</p>
<p>保健医療計画部会（2地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飯塚・鞍手地区保健医療圏の保健医療計画（案）の作成に関する事 ②保健医療計画の推進に関する事 ③へき地医療に関する事 ④他の部会との連絡・調整に関する事 	<p>計画見直しの年に開催 ※R6開催なし</p>
<p>救急医療部会（2地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①救急医療機関の適正配置に関する事 ②救急医療体制の整備充実に関する事 ③休日急患診療の確保に関する事 ④健康危機管理に関する事 ⑤その他救急医療確保に関する事 	<p>（飯塚地区） 8月2日(金) 13:30～14:30 飯塚総合庁舎 別棟会議室 （直鞍地区） 7月31日(水) 13:30～14:30 直方総合庁舎 201会議室</p>
<p>保健事業部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康増進事業に関する事 ②母子保健事業に関する事 ③在宅医療及び難病事業に関する事 ④関係機関の連絡調整等に関する事 ⑤その他、保健事業に関する事 	<p>9月4日(水) 13:30～15:00 飯塚総合庁舎 大会議室</p>
<p>精神保健福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域精神保健福祉に関する総合企画及び実務方針の策定に関する事 ②関係機関、団体等の連絡調整に関する事 ③その他事業の推進に関する事 	<p>8月1日(木) 14:30～16:00 飯塚総合庁舎 大会議室</p>

Ⅱ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所各課の業務

総務企画課

◇総務係

庶務会計事務、並びに生活保護に係る金品（生活費、住宅費、教育費等）の給付及び医療扶助・介護扶助、生活保護費返還金事務を行っています。

◇企画指導係

次の業務を行っています。

ア 医療に関する業務

病院・診療所等の開設や、変更・休廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに医療従事者等の免許関係事務を行っています。

また、医療法その他の法令に基づき、病院等への立入調査を実施し、適正な医療が提供されるよう指導に当たっています。

【立入調査実施状況】

(令和6年度)

区分	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科診療所	助産所
件数	31	8	49	32	0

【医療関係施設数】

(令和7年3月末現在)

種別 市町別	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	あん摩マッサージ指圧・はり・ きゅう		柔道整 復師 施術所	歯科 技工所
					施術所	出張 のみ		
飯塚市	12	130	67	4	73	20	55	38
嘉麻市	7	22	18	1	16	4	11	10
桂川町	1	8	5	0	2	1	8	6
直方市	6	62	38	1	47	16	24	10
宮若市	4	18	14	1	19	7	9	6
鞍手町	1	8	7	0	12	2	6	3
小竹町	1	6	4	0	4	1	2	0
計	32	254	153	7	173	51	115	73

イ 地域医療・救急医療に関する業務

保健医療計画の策定や、救急医療体制の整備を行っています。

【保健医療計画】

令和5年度に県の計画の見直しが行われ、令和6年度から6年間の計画が始まりました。

計画の趣旨に沿った医療体制の整備を図っていきます。

【救急医療体制の整備】

休日・夜間をはじめ、救急医療協力体制の整備・充実、救急医療及び救急蘇生法の普及啓発等、救急医療確保のために必要な事項を保健所運営協議会の救急医療部会において協議しています。

【救急医療啓発事業】

「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間」にあわせ、啓発活動を実施しています。

【地域医療構想調整会議】

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、医療・介護サービスの提供体制が不十分になると見込まれています。本県では医療法の改正を受け、急性期から回復期、慢性期や在宅医療まで、一人ひとりの患者の状態に応じた適切な医療を県内の各地域において効果的に、切れ目なく提供する体制を整備するため、平成28年度に「地域医療構想」を策定しました。

当所においても平成29年度から、2構想区域（飯塚区域、直方鞍手区域）で地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の達成に向け協議をしています。

ウ 薬務に関する業務

薬局・医薬品販売業等の開設や、変更・休・廃止等の申請・届出の受理及び許可、並びに毒物劇物販売業の登録申請、変更等の届出の処理を行っています。

また、医薬品、毒劇物等の品質確保及び適正使用の推進を図るため、立入調査・監視指導を行っています。

薬物乱用防止普及啓発活動として、関係機関や団体と連携して、毎年、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンを実施しています。

【薬務関係施設数及び監視件数】

（令和7年3月末現在）

	薬局	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	薬局医薬 品製造業	高度管理 医療機器 販売業等	計
直方市	41	22	26	1	35	125
飯塚市	79	56	43	1	87	266
宮若市	12	10	10	1	14	47
嘉麻市	14	10	5	0	8	37
小竹町	4	1	0	0	2	7
鞍手町	5	3	6	0	5	19
桂川町	3	3	3	0	2	11
計	158	105	93	3	153	512
監視件数	27	13	22	0	28	90

【薬物乱用防止啓発事業】

○ 「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン

国連による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせ、県民一人ひとりの薬物乱用問題に対する意識を高めるため、市町村や薬剤師会、ボランティア団体等の協力を得て街頭キャンペーンを行っています。

エ 統計に関する業務

厚生労働行政、医療行政、衛生行政運営等の基礎資料を得るため、統計法等に基づいた各種統計調査を行っています。

【主な統計調査】

調査名	調査時期	
人口動態調査		
人口動態職業・産業調査 (5年に1回、国勢調査年に実施)	毎月	25日(県) 翌月5日(国)
医療施設動態調査	毎月	15日(県) 25日(国)
病院報告	毎月	10日(県) 20日(国)
衛生行政報告例	毎年	5月
	隔年	2月
地域保健・健康増進事業報告	毎年	6月1日(県) 6月末(国)
国民生活基礎調査	毎年	世帯票 6月上旬
		所得票 7月中旬
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	12月31日
医療施設静態調査	3年に1回	10月1日
患者調査	3年に1回	9月
受療行動調査	3年に1回	10月下旬
社会保障制度企画調査 (年によって名称と内容が変わる)	3年に2回	7月
所得再分配調査	3年に1回	7月
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	単年	7月
社会保障・人口問題基本調査	毎年	7月

オ 所内外の調整に関する業務

【保健所運営協議会】

福岡県保健所運営協議会条例第1条に基づき、福岡県嘉穂・鞍手保健所運営協議会を設置しています。

本協議会は、所管区域内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議し、各関係機関と協議しつつ総合的かつ効果的な政策の展開を行い、地域保健の推進を図ることを目的としています。

【健康危機管理体制の整備】

平常時には監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するとともに、管轄区域全体で健康危機管理を総合的に行う連携体制を構築するため、健康危機管理指針や連絡マニュアルを作成しています。

【地域保健関係者の研修、学生等の実習】

○ 医療安全対策研修会

診療所及び助産所の管理者及び従業者を対象に、医療に係る安全対策に関する研修会を開催しています。

<令和6年度実績>

「ワンヘルスと薬剤耐性菌対策」（オンデマンド）を開催

○ 学生等の実習受入れ

保健・医療・福祉サービスを担う人材の養成機関として、学生等の実習受入れを行っています。

<令和6年度実習受入れ実績>

職 種	学校名	実習生数	受入れ 日数	延数
保健師	福岡看護大学	6	4	24
	純真学園大学	3	8	24
	日本赤十字九州国際看護大学	3	5	15
	産業医科大学	4	5	20
医師	九州大学①	1	2	2
	九州大学②	1	2	2
	九州大学③	1	2	2
	九州大学④	2	2	4
	九州大学⑤	1	2	2
管理栄養士	九州栄養福祉大学	3	5	15
	中村学園大学	4	5	20
社会医学系 専門医		2	1	2
合 計		31	43	132

カ 県民相談（総合相談）

県政に対する意見や要望、県民生活に関する相談等を受け付け、専門的な相談については専門機関や法律相談への紹介を行っています。（総合相談窓口）

キ 人権・同和対策事業

○ 鞍手地区行政人権・同和対策推進協議会

行政機関が相互に連携を保ち、人権・同和問題の完全解決を図ることを目的として、毎年鞍手地区において開催しています。

○ 啓発研修

職員や医療関係者に対して、人権・同和に関する啓発研修を行っています。

<令和6年度実績>

実 施：①令和6年7月（計9回開催）

②令和6年12月から令和7年2月

（動画視聴によるオンライン研修）

参加者等：①職員：126人

②医療関係者：70施設

ク その他の業務

民生委員・児童委員、日本赤十字社、戦没者遺族・戦傷病者に対する援護等に関する業務を行っています。

健康増進課

◇健康増進係

次の業務を行っています。

ア 健康増進業務

(1) 県民健康づくり推進事業

県民の自主的な健康づくりを推進するため、地域のイベント等の機会を活用した特定健診・がん検診等に関する啓発や、経営者に対する啓発を行っています。また、生活習慣病の発症を予防するため、地域・職域連携会議を開催するなど働く世代の健康づくり支援を地域と職域が一体となって推進しています。

(2) 生活習慣病対策事業

糖尿病性腎症をはじめとする生活習慣病重症化を予防するため、医師会や市町及び関係団体と医療連携や推進体制の構築に向けて協議を行っています。

(3) 市町が実施する健診・健康増進事業等に関する支援

市町が実施する国保特定健診・特定保健指導および健康増進法に基づく健康増進事業等について、受診率向上や効果的な実施ができるよう情報収集・情報共有を行い支援しています。

(4) たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し健康増進を図ることを目的に、出前講座や講習会等の機会を利用して禁煙や受動喫煙対策の啓発を行っています。

イ 栄養改善に関する業務

健康増進法に基づき、住民の健康保持増進を図るため、健康・栄養調査等の実施、専門的な栄養指導や特定給食施設に対する調査や指導を行っています。また、県民の自主的健康づくりを支援するための食環境整備に取り組むとともに、食品表示法の保健事項に関する相談・指導を実施しています。その他、食生活改善推進会等ボランティア組織の育成や栄養士研修会、調理師研修会等を開催しています。

【特定給食施設】

(令和6年度末)

施設数								個別指導件数		集団指導件数		給食施設実態調査件数
学校	病院	介護医療院	介護老人保健施設	老人福祉施設	社会福祉施設	児童福祉施設	その他	巡回指導	書面指導	栄養士研修会	調理師研修会	
62	30	5	16	50	23	71	2	48	44	72	13	259

【食環境整備】

(令和6年度)

	外食メニュー	食品表示法	健康増進法第7章
個別相談 (件数)	0	10	8
集団指導 (件数)	0	0	0

【地区組織】 (令和6年度)

嘉穂・鞍手地区食生活改善推進協議会の育成	
協議会会員数	指導件数
358	242

ウ 原爆被爆者援護業務

原爆被爆者の申請受付(健康手帳・原爆症認定・各種手当・福祉事業の助成等)や年2回の健康診断を医療機関に委託して実施しています。

【原爆被爆者健康手帳所持者数等】 (令和6年度末)

項目	健康手帳所持者	医療特別手当	健康管理手当	家族介護手当
件数	114	2	91	0

【定期健康診断受診状況】 (令和6年度)

項目	一般	がん	精密検査
前期(9～10月)	20	10	0
後期(11～12月)	18	4	0

エ 指定難病対策業務

平成27年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の一部公費負担によって患者及び対象家族の負担軽減を図っています。令和3年11月1日には対象疾病が拡大し388疾病になりました。(令和7年4月1日に348疾病)また、地域での療養生活を支援するために、在宅療養支援計画評価事業、難病相談事業、患者・家族交流会、家庭訪問等を実施しています。

【医療費受給者証交付状況】

区分	新規	更新
件数	348	2372

【指定難病相談件数】 (令和6年度)

区分	来所相談	電話相談	訪問指導
件数	1857	2251	16

オ 小児慢性特定疾病対策業務

「児童福祉法の一部を改正する法律」が改正され、平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。令和7年4月1日から、対象疾病が801疾病に拡大されました。

また、患児を養育している親等を対象に、不安、悩みを軽減することを目的にピアカウンセリング事業、療育相談、家庭訪問、レスパイト支援事業を実施しています。その他、小児慢性特定疾病児童等を支援する地域関係者を対象とした研修会を開催しています。

【医療受給者証交付状況】 (令和6年度末)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天代謝異常	血液疾患	免疫疾患
件数	33	10	4	16	39	9	13	7	8	4
疾患群	神経・筋疾患	慢性消化器	染色体症候群	皮膚疾患	骨系統	脈管系	計			
件数	21	19	3	2	9	3	200			

【相談件数】 (令和6年度)

区分	来所相談	電話相談	訪問指導
件数	3	9	0

カ 難病対策業務

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた体制整備を促進することにより、療養生活の質を向上させることを目的に、個別支援や従事者を対象とした研修会の開催、各関係機関と在宅療養支援体制及び連携体制の構築に向けて協議等を実施しています。

キ 歯科保健業務

歯と口の健康づくりをすすめ、生涯にわたって「自分の歯でおいしく食べることができ、楽しく会話ができる」健やかで豊かな生活を送ることができる社会を目指し、成人期における歯周病予防、高齢者施設における口腔ケアの定着等を目的とした研修会や歯科保健に携わる関係者等に対する研修会等を実施しています。

ク B・C型肝炎相談事業及び肝炎治療特別促進事業

B型・C型肝炎のインターフェロンフリー及び核酸アナログ製剤治療助成事業等を実施しています。また、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者に対する重症化予防を目的とした、フォローアップ事業及び重症化予防促進事業や相談事業を行っています。

【肝炎相談及び検査状況】

項目	相談	検査	計
件数	841	8	849

【肝炎治療費助成状況】(令和6年度)

	計
申請件数	409

【フォローアップ事業及び重症化予防】

(令和6年度)

項目	フォローアップ事業申請	初回精密検査費用請求申請	定期検査費用請求申請	計
件数	9	1	11	21

ケ 母子保健対策業務

安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保を図るとともに、その家族を支援することが重要です。ハイリスク妊産婦に対する保健指導を行うとともに、心身の問題を抱える子どもに対して乳幼児発達診査等を実施し、子どもと母親の健康増進に努めています。不妊に悩む方々への不育症検査費治療費助成事業や性と健康に関する相談を実施しています。

また、市町及び医療機関等関係機関との連携を図るため、研修会・会議を実施し、課題の共有・協議を行っています。

【乳幼児発達診査事業】

(令和6年度)

回数	実人員	延人員
6	16	27

【不育症検査費・治療費助成事業】 4件（令和6年度）

【性と健康に関する健康相談件数】（令和6年度）（延べ件数）

区分	来所相談	電話相談
件数	2	4

コ 骨髄バンク登録推進事業

毎週火曜日（13：00～13：30）にドナー登録の受付を実施しています。

（令和6年度）

相談事業	登録件数	広報活動
4	1	ポスター・パンフレット等による広報

サ 臓器移植に関する業務

本人の意思に基づいた臓器提供を実施できるよう、意思表示カードを窓口置き、啓発活動を行っています。

シ 地域在宅医療推進業務

地域在宅医療支援センターを設置し、地域における在宅医療を希望する患者及び家族等の相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安解消を図るとともに、在宅医療の普及啓発を行っています。また、関係職員を対象とした研修会を実施するとともに、地域在宅医療推進協議会を開催し、在宅医療の体制整備について検討しています。

（令和6年度）

	地域在宅医療支援センター	
相談件数	実件数 44件	延件数 230件

◇精神保健係

次の業務を行っています。

地域における精神保健福祉行政の中心的な実施機関として、精神保健福祉活動の中心となり、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会と緊密な連絡協調のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ると共に、地域住民の精神的健康の保持向上を図る為の諸活動を行っています。

ア 適正な医療の確保に関する業務

（1）措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請・通報等の受理から入院の決定までの事務、及び措置入院や医療保護入院の届出、定期病状報告等の受理・進達業務を行っています。

また、管内精神科病院からの病院月報を取りまとめ、毎月県庁主務課に提出しています。

（令和7年3月31日現在）

措置入院	医療保護入院	任意入院	計	管内精神科病床数
4人	206人	1,080人	1,290人	1,587床

(2) 精神科救急医療システムに係る筑豊ブロック関係機関連携会議

精神科救急医療システムは、夜間及び休日において精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行なうことを目的に、情報センターの整備や当番病院の確保等を行っています。

システムの円滑な運営を図ることを目的として、筑豊ブロック関係機関連携会議を実施し、地域レベルでの連携強化を図っています。

(3) 精神科病院実地指導、措置診察患者等現地診察

管内の精神病院 8 か所に対し、精神保健福祉法、関係の政省令、要綱等に照らし適切な医療及び患者への処遇の適正化を確保するために、実地指導を行っています。同時に、措置入院患者、医療保護入院患者等に対して、精神保健指定医による診察を行い、入院形態が適切か否かについて判定しています。

(4) 精神障がい者の診察及び保護の申請・通報状況

(令和 6 年度)

区分	申請・通報 の件数	措置診察 不要のもの	措置診察を受けたもの	
			措置該当	措置非該当
22 条	0	0	0	0
23 条	36	11	18	7
24 条	7	3	4	0
26 条	25	25	0	0
計	68	39	22	7

※22 条：一般人の申請 23 条：警察官の通報 24 条：検察官の通報 26 条：矯正施設の長の通報

イ 心の健康づくり促進事業

(1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

予約制で精神科の専門医による個別相談を本庁舎及び分庁舎で定例的に実施しています。保健師による相談は、随時、来所・電話及び家庭訪問等で受け付けています。

また、関係機関の関係者と連携し、処遇困難事例への対応や、対象者へのより良い支援を行うため、ケース会議を随時実施しています。令和 6 年度は 10 人の対象者について、延べ 17 回実施しました。

【相談・訪問延件数】

(令和 6 年度)

項目	来所相談		電話相談	家庭訪問	合計
	定例	定例外			
件数	5	70	1,819	230	2,124

(2) ひきこもり対策推進事業

令和 2 年度から県下全域で保健所圏域でのネットワークを構築する事を目的に、筑豊サテライトオフィスが田川市に開設されました。①精神科嘱託医による定例相談等を含む精神保健福祉相談対応や②支援者の人材育成や支援体制構築に向けてのネットワークづくりを精神保健福祉センターと共催で、ひきこもり支援者等ネットワーク会議を実施しました。

- (3) 薬物・アルコール予防教室や講演会及び啓発
家族・支援者に対してのアルコール関連の研修会の開催や住民を対象とした啓発を行っています。
令和6年度は、自助グループが運営主体となり、医療機関や行政と連携した月1回定例によるアディクションネットワーク会議を実施しました。会議では、各団体と情報交換を行い、第11回筑豊アディクションフォーラムの開催に向けて、話し合いを進めてきました。
- (4) 適正飲酒指導（アルコール相談）
飲酒運転違反者に適正飲酒について情報提供を行うとともに、必要に応じて保健指導や専門医療機関の受診勧奨を行っています。
- (5) 保健所運営協議会精神保健福祉部会
管内の精神保健及び精神障害者の福祉に関し、市町、関係機関、団体との密な連携協調のもとに、地域住民に対し、より効果的な精神保健福祉事業を実施することを目的として開催しています。
- (6) 地域普及啓発事業
精神保健に関する知識の普及を行うことにより地域住民の「心の健康づくり」の推進を図ること、また、地域社会における精神障がい者に対する偏見をなくし、精神障がい者の社会復帰、社会参加を促進することを目的に、依頼に応じて講演会等を開催しています。

ウ 障がい者の明るいくらし促進事業

- (1) 精神障がい者家族会支援
管内では、いずみ会（嘉飯山地区）となおみの会（直方鞍手地区）の二つの家族会が活動しています。
家族会の支援として、求めに応じて例会への参加や保健師による講話等を行っています。また、相談の来所者や訪問対象者に家族会を紹介しています。
- (2) 飯塚市・嘉麻市・桂川町圏域精神保健福祉関係者との連携
精神科医療機関や基幹相談支援センター職員と情報交換を行い、精神保健福祉活動における連携体制の強化を図ることを目的に行われている飯塚市・嘉麻市・桂川町圏域精神保健福祉関係者会議（通称：地域活動支援センターミーティング）に定期的に参加しています。ミーティングでは、精神障がい者の地域生活の現状や課題、事例検討、研修会の周知などを行っています。日頃から関係機関との「顔のみえる関係づくり」に努め、情報交換や相談等に応じています。
- (3) 直鞍圏域精神保健福祉関係者との連携
平成30年3月に第1回地域生活支援拠点等準備会を立ち上げ、精神科医療機関、相談支援事業所、行政が参加し、会議の中で課題の抽出や協議を行ってきました。令和4年度、にも包括準備会として意見交換等を行い、令和5年度に直鞍圏域精神にも包括部会として承認され、研修会や意見交換を行っています。

(4) 精神障がい者社会復帰促進事業

【自立支援関係機関会議】

精神科病院に長期入院している精神障がい者の地域移行や地域で生活する精神障がい者の支援を行うため会議を設置し、地域移行・地域定着支援の推進に向けた体制の構築に取り組んでいます。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進に向けて協議しました。

【地域定着推進事業】

① 処遇プラン普及事業

平成 25 年度から処遇プランを作成し、早期に医療機関へつなげる仕組みづくりを行ってきました。また、措置（緊急）入院者の退院後支援を目的に、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」を作成し、福岡県は、平成 30 年 9 月より「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づき退院後支援計画を策定し支援しています。

② こころの健康手帳活用事業

精神障がい者が地域において主体的に安定した地域生活が継続できるために、自ら希望する支援内容等を記載した「こころの健康手帳」を作成しました。この手帳の活用により関係機関が連携した支援を行う仕組みを作っていきます。

(5) 地域ネットワーク支援

精神障がい者に対する偏見をなくすための地域社会への啓発や社会参加を促進する等を目的に、管内の精神科病院によって直方鞍手地域精神保健福祉研究会「ふれあい・HAND」が設置され、講演会活動を年 2 回開催しています。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止していましたが、令和 5 年度から活動を再開しています。

現在、当所は事務局として活動を支援しています。

エ 自殺対策事業

本県の自殺者数は、令和 6 年は 853 人で、令和 5 年の 951 人と比べ 98 人減少していますが、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされており、憂慮すべき状況が続いています。

福岡県の目標値である自殺死亡率 12.0 以下を目指して、自殺予防のための見守りの核となる人材（ゲートキーパー）の養成、うつ病や自殺未遂者等自殺のハイリスク者支援に関する研修や連携会議を実施して、地域の自殺対策事業の強化に努めています。

また、令和元年度に管内全市町で自殺対策計画が策定され、その後見直しが行われています。悩みを抱える人やうつ病を早期発見するための相談窓口の啓発をはじめ、地域での自殺対策の協議が行われています。

オ その他

筑豊ブロック地域精神医療研究会（PNC）

筑豊ブロック精神病院協会加盟病院及び保健所の職員を会員として、地域精神医療の創造、発展のために会員相互の研鑽、相互理解、交流を目的とし 研究会活動を

行っています。昭和 54 年に発足した本会は、令和 6 年度末までに 200 回の研究会を実施しています。

保健衛生課

◇食品衛生係

次の業務を行っています。

食品衛生法等に基づき、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全性の確保を図るために、食品営業許可、監視指導、収去検査及び衛生教育等の業務を行っています。

ア 営業許可

食品衛生法第 55 条に基づく 32 業種に対して新規及び更新の許可業務を行っています。

イ 営業届

食品衛生法第 57 条に基づき営業届の受付業務等を行っています。

ウ 監視指導等

県の年間監視指導計画に基づき、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導及び食品等の収去検査を行っています。

(1) 食品営業許可施設数

[市町村別許可を要する施設数]

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

業 種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	その他 *	合計
飲食店営業	1,574	252	617	214	93	112	23	235	3,120
喫茶店営業	61	15	26	15	5	6	5	8	141
食肉販売業	75	24	28	8	8	9	3	1	156
魚介類販売業	53	13	28	5	3	8	3	2	115
水産製品製造業	6	2	2	2	0	0	0	0	12
菓子製造業	206	53	108	56	18	24	5	5	475
あん類製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業	4	1	2	0	0	2	0	0	9
乳製品製造業	1	2	1	0	0	0	0	0	4
食肉製品製造業	1	1	2	0	2	0	0	0	6
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	11	4	1	4	1	0	0	0	21
氷雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	0	1
食用油脂製造業	3	1	0	0	2	0	0	0	6
みそ製造業	6	0	0	0	0	0	0	0	6
しょうゆ製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	2

業 種	飯塚市	嘉麻市	直方市	宮若市	桂川町	鞍手町	小竹町	その他 *	合計
みそ又はしょうゆ製造業	5	8	2	3	2	0	0	0	20
ソース製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
酒類製造業	1	3	0	2	0	0	0	0	6
豆腐製造業	10	1	1	3	0	0	0	0	15
麺類製造業	13	4	3	3	1	1	0	0	25
そうざい製造業	95	28	43	34	11	19	4	0	234
かん詰びん詰食品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	2
添加物製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
食肉処理業	13	2	8	3	3	6	0	0	35
食品の冷凍又は冷蔵業	9	2	6	5	0	2	0	0	24
冷凍食品製造業	16	4	2	6	4	6	0	0	38
乳処理業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
特別牛乳さく取処理業	0	1	0	0	0	0	0	0	1
調理の機能を有する自動 販売機	6	1	7	1	0	0	0	0	15
漬物製造業	38	21	8	20	3	8	1	0	99
密封包装食品製造業	9	4	2	1	1	3	0	0	20
食品の小分け業	5	1	2	0	2	0	1	0	11
液卵製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
小計	2,231	449	900	386	159	207	45	251	4,628

*…仮設・移動・行商 (該当施設がない業種は省略)

(2) 新規及び更新許可件数 (令和6年度)

区分	食品衛生法関係			合計
	新規	更新	臨時	
件数	381	330	362	1,073

(3) 営業施設数 [届出を要する食品関係営業施設] (令和6年度)

区分	旧許可業種であつた営業	販売業	製造・加工業	その他	合計
小計	993	1,584	525	380	3,482

(4) 集団給食施設数 令和7年3月31日現在

学校	病院・診療所	その他(保育園・各種施設等)	計
56	35	235	326

(5) 監視指導等実施施設数 (令和6年度)

法の許可営業施設	集団給食施設	その他の営業施設
1,279	77	253

(6) 食品収去検査 (令和6年度)

食品分類	検体数	違反・不適検体数	
		法 ※1	県 ※2
そうざい	48	0	3
弁当類	16	0	3
魚介類及びその加工品	16	0	1
肉・卵類及びその加工品	19	0	0
穀類及びその加工品	5	0	2
野菜類及びその加工品	25	0	0
菓子類	15	0	1
その他	12	0	0
計	156	0	10

※1：食品表示基準違反 ※2：県指導基準不適合

(7) 食中毒発生状況及び食品関連苦情

令和6年度の当所管内における食中毒の発生は5件、患者数は39名でした。

〔食品関連苦情件数〕 (令和6年度)

区分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	衛生管理	その他	合計
件数	47	23	9	19	15	113

エ 自主管理体制の強化と衛生教育

食品衛生知識の普及向上を図るため、営業者に対し食中毒予防講習会のほか、必要に応じ衛生管理に係る講習会を開催しています。

また、消費者に対しては食品の安全性に関する正しい知識を伝えるためリスクコミュニケーションや各種衛生講習会を実施しています。

(令和6年度)

区分	食中毒予防講習会	リスクコミュニケーション	その他の衛生講習会	合計
実施回数	6	1	2	9
参加人数	465	37	43	545

◇生活衛生係

次の業務行っています。

ア 動物関係業務

(1) 狂犬病予防業務

「狂犬病予防法」に基づく狂犬病予防集団注射や野犬の捕獲を実施しています。

また、近年、犬の放し飼いや不適正な飼い方に関する苦情等が多発しており、これらの予防対策として、巡回指導の実施、街頭啓発活動等を行っています。

【畜犬登録及び狂犬病予防業務】

令和7年3月31日現在

市 町	畜犬登録数	狂犬病予防注射頭数	捕獲犬数	返還犬数	被咬傷者数	咬傷犬数
直方市	3,374	2,115	1	1	3	1
飯塚市	5,908	3,945	10	9	11	13
宮若市	1,579	1,088	4	2	1	2
嘉麻市	1,568	1,024	3	1	4	1
小竹町	400	227	1	0	0	1
鞍手町	1,022	621	1	1	0	0
桂川町	764	387	0	0	1	0
管外	0	0	0	0	2	0
計	14,615	9,407	20	14	22	18

(2) 動物愛護管理業務

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業者の監視指導を行うとともに、飼えなくなった犬や猫の引取り及び負傷動物の収容業務等を実施しています。

なお、犬や猫の引取にあたっては、終生飼養の大切さや命の尊厳について、丁寧な説明・説得も行っていきます。

また、多発している動物の鳴き声、臭い等に関する苦情に対し、関係市町と協力し、飼い主に対する指導や助言を行っています。

その他、福岡県動物愛護推進協議会嘉穂・鞍手支部において、県知事より委嘱された動物愛護推進員と協力して動物愛護教室の開催や適正飼養の啓発活動等を行っています。

【動物愛護管理業務】

令和7年3月31日現在

市 町	引取犬		引取猫		負傷動物	
	成犬	子犬	成猫	子猫	犬	猫
直方市	6	0	0	3	0	4
飯塚市	5	0	0	0	0	10
宮若市	0	1	0	3	0	5
嘉麻市	3	2	0	15	0	1
小竹町	2	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	1	2	0	2
桂川町	1	0	0	0	0	0
計	17	3	1	23	0	22

【苦情等対応件数】

令和7年3月31日現在

区分 動物	捕獲 引取り	こう傷 事故	放し飼 い 迷い込 み	農作物 被害	家畜 家禽 被害	負傷 動物	悪臭 鳴き声	行方 不明	遺棄	フンの 放置	多頭 飼育	その他	合計
犬	54	22	16	0	0	0	8	94	0	4	3	26	227
猫	49	0	3	0	0	22	4	98	0	24	6	43	249
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	5
計	103	22	19	0	0	22	12	193	0	28	9	73	481

【第一種動物取扱業登録数】

令和7年3月31日現在

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計
直方市	27	21	2	5	1	56
飯塚市	52	39	2	3	6	102
宮若市	12	11	1	3	0	27
嘉麻市	9	6	0	0	0	15
小竹町	1	1	0	0	0	2
鞍手町	7	3	2	0	1	13
桂川町	2	2	0	0	0	4
計	110	83	7	11	8	219

【第二種動物取扱業登録数】

令和7年3月31日現在

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
直方市	0	0	0	0	0	0
飯塚市	0	0	0	0	0	0
宮若市	1	0	1	0	0	2
嘉麻市	0	0	0	0	0	0
小竹町	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	2

イ 生活衛生関係業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館及び興行場の生活衛生営業施設並びに特定建築物や遊泳用プール等の施設に対し、各々の関係法令等に基づき、営業の許可及び届出の受理並びに監視指導業務を行っています。

【環境衛生関係施設数】

令和7年3月31日現在

区 分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	特定建築物	遊泳用プール	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
直方市	9	0	2	55	150	5	50	5	12	2	1
飯塚市	14	0	17	149	328	18	48	25	43	8	2
宮若市	0	0	9	30	40	1	10	14	11	1	1
嘉麻市	1	0	4	42	76	6	41	3	7	2	1
小竹町	0	0	2	3	13	0	0	0	3	0	0
鞍手町	0	0	1	21	29	1	5	5	4	0	1
桂川町	0	0	2	10	35	2	2	2	4	0	0
計	24	0	37	310	671	33	156	54	84	13	6

ウ 水道関係業務

「水道法」に基づき、認可、届出の受理及び監視指導を行っています。

また、「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」に基づき、飲用井戸に係る指導や助言を行っています。

なお、平成25年4月1日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」により、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が保健所設置市を除く市に移譲されています。

【水道関係施設数】

令和7年3月31日現在

区 分	専用水道	簡易専用水道	合計
小竹町	0	12	12
鞍手町	0	16	16
桂川町	0	12	12
計	0	40	40

◇感染症係

次の業務を行っています。

ア 結核対策事業

我が国の結核罹患率及び患者数は、これまでの長年の着実な取り組みによって年々減少しており、令和3年（2021年）に罹患率9.2となり、結核低まん延国（罹患率10以下）の水準を達成しました。令和5年（2023年）もこの水準を維持しています。

近年の傾向として、結核患者の3分の2が高齢者であり、若年層を中心に外国出生者の割合が増加しています。

保健所では、医療機関や高齢者施設などの関係機関と連携し、患者やその家族等に対して、感染拡大防止のための調査を実施するとともに、接触者に対する健診や結核患者に対する服薬支援などを行い、結核根絶に向けた総合的な対策に取り組んでいます。

(1) 年次別結核発生状況

区 分	年	人 口 (10/1 現在)	新登録患者		年末時結核登録者	
			登録者数 _(※1)	罹患率 _(※2)	登録者数 _(※3)	登録率 _(※4)
全 国	3	125,502,290	11,519	9.2	27,754	22.1
	4	124,946,789	10,235	8.2	24,555	19.7
	5	124,351,877	10,096	8.1	22,426	18.0
福岡県	3	5,123,748	535	10.4	1,214	23.7
	4	5,116,046	437	8.5	1,096	21.4
	5	5,102,730	429	8.4	1,022	20.0
管 内	3	277,060	32	11.5	61	22.0
	4	286,759	13	4.5	41	14.3
	5	271,526	28	10.3	42	15.5

※1 1月1日から12月31日までの1年間に新規に結核患者として保健所に登録された人数

※2 新登録患者数を人口10万人あたりの率で表したもの

※3 12月31日現在に保健所に登録されている結核患者の総数

※4 年末時登録者数を人口10万人あたりの率で表したもの

(2) 結核の診査に関する専門部会

感染症法に基づき、医療及び法律等の専門家で構成した「結核の診査に関する専門部会」を当所に設置し、月2回開催しています。この専門部会では、管内に居住する結核患者に対する就業制限、入院勧告及び入院勧告の延長の必要性並びに医療費の公費負担申請について審議を行っており、患者の人権の尊重の確保及び適正医療の普及に努めています。

(令和6年度)

種 別		法 18 条 (就業制限)	法 20 条新規 (入院勧告)	法 20 条延長 (入院勧告)	法 37 条の 2 (結核患者の医療)
諮問件数		16	14	33	126
結 果	承 認	16	14	33	123
	不承認	0	0	0	1
	保 留	0	0	0	2

(3) 管理検診及び接触者健康診断

結核の治療を終了した患者を対象に、治療終了後2年間、管理検診（胸部エックス線検査）等を実施し、定期的に病状を把握することで結核の再発の早期発見に努めています。また、接触者に対しては、必要に応じて健康診断を実施し、結核のまん延防止に努めています。

（令和6年度）

区 分	管理検診	接触者健康診断	
		患者家族	接触者
実施者件数	45	29	541

(4) 結核患者訪問

医師から結核発生届を受領後、速やかに結核患者宅等を訪問し、発病時の状況や接触者の状況などの情報収集を行うとともに、抗結核薬による治療の必要性や服薬などについて指導を行っています。

（令和6年度）

区 分	訪問件数
患者・家族等	144

(5) 結核患者服薬支援事業（DOTS）

結核患者に確実に抗結核薬を服薬させることにより再発や多剤耐性結核の発生の防止を図るため、医療機関等と連携し、患者ごとの個別の支援計画を作成し、家庭訪問や電話等による服薬の確認を行っています。

(6) コホート検討会

服薬支援対象者全員の治療成績の分析・検討を行うとともに、地域の結核対策に関する課題等についての検討するコホート検討会を年2回開催しています。

日時	対象者	参加者数
令和6年8月22日	結核の診査に関する専門部会の委員、当所職員	8名
令和7年3月27日	結核の診査に関する専門部会の委員、当所職員	8名

イ 感染症対策事業

感染症法に基づき感染症の発生予防やまん延防止のため、以下の対応や各種事業を行っています。

(1) 感染症発生時対応

医師から感染症発生届を受領した場合、患者や患者家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ、接触者に対して健康診断を実施し、感染症のまん延防止に努めています。

年次別感染症発生状況

(1/1～12/31 までの1年間に医師から当所に届出があった感染症発生届の件数)

類別	感染症名	令和4年	令和5年	令和6年
一類		0	0	0
二類 (結核除く)		0	0	0
三類	腸管出血性大腸菌感染症	3	9	11
四類	A型肝炎	2	0	0
	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	1	0	0
	つつが虫病	0	2	0
	レジオネラ症	8	10	7
五類	アメーバ赤痢	1	0	1
	ウイルス性肝炎	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2	4	7
	急性脳炎	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	6	9
	後天性免疫不全症候群 (HIV 感染症を含む)	4	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	8	13
	水痘 (入院例)	0	0	2
	梅毒	12	29	44
	播種性クリプトコックス症	1	0	3
	破傷風	0	0	1
	百日咳	1	2	5
麻しん	0	0	1	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 (~R5.5.7)	45,893	148	—

(2) 感染症予防啓発事業

① 実地指導及び立入検査

毎年、管内の介護老人保健施設や病院に対し感染症対策実施状況の確認を行い、必要に応じて助言及び指導を実施しています。

② 研修会

高齢者施設、障害者施設、保育施設等の施設内での感染症の発生防止及びまん延防止を図ることを目的に、施設関係職員に対し研修会を行っています。また、地域住民や施設等からの講演依頼も受け付けています。

(令和6年度)

日時	内容	対象者
令和6年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「保育所における感染症対策について」 ・実演「吐物処理法について」 	保育園・幼稚園・こども園の職員

③ 風しん抗体検査

福岡県では、生まれてくる赤ちゃんが目、耳、心臓に病気を持つ「先天性風しん症候群」の発生を効果的に防ぐため、妊娠を希望する方または、妊娠を希望する方や妊婦の配偶者（パートナー）等を対象に県内の契約医療機関で無料の風しん抗体検査を実施しています。

④ 各種感染症の情報提供

インフルエンザや感染性胃腸炎等の各種感染症の情報について、注意喚起を目的に、適宜、市町及び医療機関等に情報提供を行っています。

(3) 感染症発生動向調査事業

医師や医療機関から報告された感染症の発生情報は、福岡県感染症情報センター（福岡県保健環境研究所）にて収集・分析後、県民や医療関係者への注意喚起を目的に保健所及び医師会等の関係団体に情報提供されるとともに県のホームページでも公開されています。

また、必要に応じ、医療機関から受領した検体を福岡県保健環境研究所において分析し、病原体の分離等の検査情報を医療関係者等に提供しています。

(4) 特定感染症（エイズ及び性感染症）予防事業

感染者の早期発見・早期治療を目的に、飯塚庁舎と直方庁舎で HIV（エイズ）と性感染症の相談及び匿名で無料検査を実施しています。

また、HIV 検査普及週間（6 月）や世界エイズデー（12 月）に併せて、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発のための広報活動を行うとともに、夜間や休日等に臨時検査を行う等、相談・検査体制の拡充を図っています。

(ア) 特定感染症相談・検査件数

区 分	HIV		性感染症			
	相談件数	検査件数	相談件数	検査件数		
				梅毒	クラミジア	淋菌
令和 4 年度	22	38	53	38	30	30
令和 5 年度	37	129	15	131	89	89
令和 6 年度	7	132	14	129	80	80

(イ) 臨時相談・検査

① HIV 検査普及週間における臨時相談・検査 (令和 6 年度)

場所	実施日	内容
飯塚庁舎	令和 6 年 6 月 5 日 (水)	HIV・梅毒迅速検査

② 世界エイズデーにおける臨時相談・検査 (令和 6 年度)

場所	実施日	内容
飯塚庁舎	令和 6 年 11 月 30 日 (土)	HIV・梅毒迅速検査

(5) 予防接種事業

定期予防接種の円滑な実施のため、国の通知等を管内市町等へ情報提供を行うとともに、管内の市町から報告された定期予防接種の間違い報告を国に報告し、予防接種の適正実施の推進に努めています。

また、管内の市町が設置する予防接種健康被害調査委員会の委員として、保健所長が出席しています。

(6) 感染症危機管理対策

令和 2 年(2020 年)1 月に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認されて以降、感染拡大のたびに保健所の業務がひっ迫した等の課題を踏まえ、国民生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和 4 年 12 月に感染症法及び地域保健法が改正され、各保健所において平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるための「健康危機対処計画」を策定することが示されました。

当所では令和 6 年 3 月に「嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所健康危機対処計画（感染症編）」を策定しました。

健康危機発生時に効果的に対応するためには平時からの計画的な取り組みが重要であることから、感染症発生時を想定した実践的な訓練を通じた人材育成や関係機関との会議や研修等を通じたより一層のネットワーク構築等に努めています。

地域環境課

次の業務を行っています。

ア 地域環境協議会関連業務及び環境啓発業務

保健福祉環境事務所を拠点とし、市町村や事業者、NPO 等民間団体、住民による新たな環境問題の解決に向けた協働意識の醸成を図るために筑豊地区地域環境協議会を設置しています。

また、県政出前講座や講習会、セミナー等による環境啓発を行っています。

(1) 地球温暖化防止

市町村及び福岡県地球温暖化防止活動推進員と連携を図り、環境啓発イベントを実施し、省エネ、節電等の推進を行っています。

(2) 3R の推進

食品ロス削減の取組みである「30・10 運動」の実施やエコバッグの配布を行っています。

(3) 自然共生社会づくり

生物多様性の認知度向上、環境教育の強化を目的とした事業を行っています。

区分	事業		
	項目	内容	開催日
地球温暖化防止	夏休み省エネチャレンジ	エコライフに関する取組を記録する「エコチェックシート」を活用し、小学生を対象とした啓発事業	令和 6 年 7 月～10 月
	打ち水大作戦	管内 21 会場総勢 498 人で一斉に「打ち水」を実施し、省エネ行動の呼びかけを行った。	令和 6 年 8 月 1 日
	出前講座	宮若市立宮田北小学校	令和 6 年 6 月 20 日
直方市立福地小学校		令和 6 年 7 月 8 日	
3R	30・10 運動冬の推進キャンペーン	協議会構成団体が主体となり、親睦会等での「30・10 運動」実施を推進するキャンペーンを行った。	令和 6 年 11 月～ 令和 7 年 1 月
自然共生	生きものにぎわいの森づくり in 英彦山	レンゲツツジ保全活動として、シカ防除ネットの管理や生育状況調査等を実施。	令和 6 年 5 月 10 日 令和 6 年 7 月 9 日
		例年は、自然観察会やネイチャークラフト体験を実施。	令和 6 年 11 月 4 日
	夏休み親子自然観察会	例年は、自然環境の大切さや生物多様性への関心を高めることを目的に、小学生とその保護者を対象に自然観察会を開催。	令和 6 年 6 月 15 日
共通	環境保全活動団体交流会	例年は、環境保全団体や行政職員等を対象に、環境保全に関する講演、活動報告、ワークショップを行っている。	令和 7 年 2 月 8 日
	イベントによる啓発	「Thanks Festa 2024」(主催:トヨタ自動車九州株)	令和 6 年 4 月 14 日
		「小竹町民まつり 2024」(主催:小竹町)へのブース出展	令和 6 年 11 月 10 日
		「エコスタいいづか」(主催:飯塚市)へのブース出展	令和 7 年 2 月 8 日

イ 浄化槽関係業務

建築基準法・浄化槽法に基づく浄化槽設置届の受理、設置後の維持管理等の指導及び浄化槽保守点検業者の知事登録等を行っています。

(令和7年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町
設置届件数(R6)	128	317	204	70	83	8	20	48
浄化槽設置基数	4,950	12,334	8,819	3,524	4,772	718	912	1,858
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計
設置届件数(R6)	40	24	23	37	18	13	53	1,086
浄化槽設置基数	2,648	1,412	1,096	1,651	736	528	2,729	48,637

ウ 温泉業務

温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく温泉の採取や利用等の手続き、指導業務を行っています。

(令和7年3月31日現在)

項目	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	
源泉数	2	13	3	13	2	0	3	0	
利用目的	浴用	0	4	2	10	1	0	1	0
	飲用	0	1	0	2	0	0	1	0
項目	香春町	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村	福智町	合計	
源泉数	1	4	1	0	3	1	5	51	
利用目的	浴用	1	2	1	0	1	2	4	29
	飲用	1	0	0	0	0	0	0	5

エ 自然公園業務

自然公園法や福岡県立自然公園条例に基づき開発等の許可や届出、指導業務を行っています。

管内には耶馬日田英彦山国定公園、北九州国定公園、太宰府県立自然公園、筑豊県立自然公園、筑後川県立自然公園があります。

(令和6年度)

名 称	許可	届出	備 考
耶馬日田英彦山国定公園	7	0	工作物の新築・改築、木竹の伐採 等
北九州国定公園	0	0	
太宰府県立自然公園	0	0	
筑豊県立自然公園	0	0	
筑後川県立自然公園	0	0	

(令和7年3月31日現在)

名称	面積(ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日
		特別保護地区	特別地域	普通地域	
耶馬日田英彦山国定公園	8,269	322	6,912	1,035	昭和25年7月29日
管内 添田町	2,692	322	2,370	—	
北九州国定公園	8,107	320	7,787	—	昭和47年10月16日
管内 直方市	813	—	813	—	
管内 福智町	326	—	326	—	
太宰府県立自然公園	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日
管内 飯塚市	3,683	—	254	3,429	
管内 宮若市	3,370	—	114	3,256	
筑豊県立自然公園	8,550	—	79	8,471	昭和25年5月13日
管内 直方市	474	—	—	474	
管内 田川市	264	—	—	264	
管内 香春町	1,571	—	24	1,547	
管内 福智町	451	—	1	450	
管内 赤村	934	—	54	880	
筑後川県立自然公園	14,690	—	2,149	12,541	昭和25年5月13日
管内 嘉麻市	1,682	—	76	1,606	

オ 鳥獣保護業務

野生鳥獣の保護を図るため、傷病動物の保護及び普及啓発事業として実のなる木の配布や愛鳥週間ポスター原画募集等の事業を行っています。

また、野生鳥獣保護モデル校を指定し、鳥獣保護育成事業にも取り組んでいます。

【傷病動物の保護状況】

(令和6年度)

名称	所在地	保護受入件数
アミノ動物病院(福岡野生動物保護センター)	直方市大字畑300-6	82

【実のなる木の配布状況】(令和6年度)

顛田中	添田町	合計
2	40	42

【令和7年度愛鳥週間ポスター原画コンクール参加状況】

	参加校数	応募数
小学校	0	0
中学校	3	10
高等学校	0	0
合計	3	10

【野生鳥獣保護モデル校】

(令和6年度)

学校名	指定日	実施事業
飯塚市立八木山小学校	令和4年5月18日	令和7年1月29日 野鳥観察会

環境指導課

次の業務を行っています。

ア 廃棄物関係業務

廃棄物は、廃棄物処理法により一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ処理する者が異なります。日常生活から排出されるごみやし尿等の一般廃棄物は、市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従い、原則、市町村が処理を行います。産業廃棄物は、排出事業者責任の下、排出事業者自ら又は委託先の産業廃棄物処理業者が処理を行います。

当課では、環境衛生指導員及び廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官 OB）が、廃棄物の不適正処理防止のため、産業廃棄物処理業者等への立入検査及び不法投棄多発箇所のパトロールを行っています。また、産業廃棄物処理業者を対象とした処理業者講習会の開催や、警察と連携して産業廃棄物運搬車両を対象としたマニフェスト検問やヘリコプターによるスカイパトロールを実施しています。

廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に対しては、当所、警察署、市町村等を構成メンバーとした「直鞍地区、嘉穂地区及び田川地区の各廃棄物不法処理防止連絡協議会」を毎年開催し、不適正処理事案等に係る協議及び情報交換を行うことにより、迅速かつ適切な対応に努めています。

また、夜間及び休日におけるパトロールを民間警備会社に委託することにより、不適正処理の早期発見、早期対応に努めています。

【廃棄物処理関係許可状況】

(令和7年3月31日現在)

	産業廃棄物処理業						産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物処理施設					再生 事業者 登録		
	産業廃棄物			特別管理 産業廃棄物				中間 処理	最終処分		市町村・一部事務 組合設置処理施設			民間 設置 施設	
	収集 運搬業	処分業		収集 運搬業	処分業				安定 型	管理 型	し尿 処理 施設	ごみ 処理 施設			埋立 処分 地
		中間	最終		中間	最終									
直鞍	173	17	1	20	0	0	14	1	0	4	3	1	4	4	
嘉穂	229	39	6	19	3	1	16	5	1	10	6	3	4	5	
田川	168	19	2	14	0	0	7	3	0	6	7	4	2	1	

【自動車リサイクル法関係登録・許可状況】

(令和7年3月31日現在)

	引取業者 (登録事業所)	フロン類回収業者 (登録事業所)	解体業者 (許可)	破砕業者 (許可)
直鞍	40	29	23	3
嘉穂	44	29	16	1
田川	23	11	2	0

【廃棄物関係苦情対応件数】

(令和6年度)

	不法投棄	不適正処理	その他
直鞍	6	7	2
嘉穂	3	9	2
田川	3	12	2

イ 公害対策

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場へ立ち入り、排水水等の検査を実施し、排水基準等の遵守状況を確認しています。

大気汚染については管内3か所で常時監視を行っており、光化学オキシダントが一定濃度以上になった場合には注意報等を発令し、関係機関へ注意を呼び掛けています。また、微小粒子状物質(PM_{2.5})に関しても、必要に応じて注意喚起を行うようにしています。

公共用水域における水質汚濁については、遠賀川水系6か所及び補助点2か所で常時監視を行っています。また、地下水の水質汚濁については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日告示)」に規定された項目等について調査を実施しています。

【公害関係特定事業場届出状況】

(令和7年3月31日現在)

	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	ダイオキシン類 対策特別措置法
直鞍	99	255	5
嘉穂	111	368	12
田川	33	43	3

【特定事業場排水検査状況】

(令和6年度)

	検体数	適	不適
直鞍	38	36	2
嘉穂	34	33	1
田川	39	35	4

【公害関係苦情受理件数】

(令和6年度)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
直鞍	8	6	2	0	0	0	0	0
嘉穂	5	3	0	0	0	0	1	0
田川	0	2	0	1	0	0	1	0

社会福祉課

◇児童家庭係

次の業務を行っています。

ア 児童福祉施設関連事務

児童の健全な育成を図るため、児童の福祉の普及に努め、管内の児童福祉施設において、設置認可申請書及び施設変更届等の受付等を行っています。

届出保育施設等については、開設希望者への指導監督基準の説明、事業内容等変更届、運営状況報告の受理を行っています。

特定教育・保育施設等における事故の報告書の受付を行っています。

イ 助産施設への入所事務

健康管理上必要であるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受ける事が出来ない町在住の妊産婦が、指定の助産施設（医療機関・助産院）に入所する場合の手続きを行っています。

ウ 母子生活支援施設への入所事務

生活上の問題を抱え、子どもの養育が十分できていない母子世帯について、母子生活支援施設への保護を実施し、自立の促進を図っています。

エ 児童扶養手当法に基づく遺棄証明

父または母と生計を同じくしていない子供を育成している家庭が児童扶養手当の申請を行う時に、添付書類として遺棄の証明が必要な場合において、証明書を発行しています。

オ 母子父子寡婦福祉資金貸付、償還管理業務

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長と扶養している子どもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、生活状況に応じた償還指導を行っています。

カ ひとり親家庭自立支援給付金事業事務

ひとり親家庭の親に対して生活の負担の軽減を図り、もって就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的として相談を受け、手続きを行っています。

- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・高等職業訓練促進給付金等事業

キ 母子、父子及び寡婦世帯に対する相談業務

世帯が抱えている様々な問題や悩み事について相談に応じ、問題解決に向けた支援を行っています。

【令和6年度 母子・父子・寡婦相談件数】

区分	生活一般									児童					経済的支援・生活支援							その他					合計			
	住	医	家	就	結	養	借	そ	小	養	教	非	就	そ	小	母	寡	公	児	生	そ	小	売	た	母	母		母	小	
	宅	療	庭	労	婚	育	金	の	計	育	育	行	職	の	計	子	婦	的	童	活	の	計	店	ば	子	子	子	計		
件数	24	22	161	44	0	4	4	9	268	66	0	0	0	0	66	832	25	11	7	15	1	46	937	0	0	0	1	29	30	1,301

ク 女性支援相談業務

配偶者等からの暴力や離婚、借金等に伴う経済破綻など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、相談者が本来持っている力に気づき自分らしい人生を生き抜けるよう自立に向けた支援を行っています。

また、関係機関と連携し、保護等による安全の確保を図りながら助言指導、情報の提供により問題解決を図っています。

(相談件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	145	226	266	186

◇高齢・障がい福祉係

次の業務を行っています。

ア 介護（予防）サービス事業に関する事務

介護サービス事業所の指定（新規・変更・更新等）事務のほか、運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【令6年度受付件数】 ※介護（予防）サービス事業所数・・・別表1

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	23	1,293	30	77

イ 介護保険施設等に関する事務

介護保険施設等の指定内容変更に係る申請書、届出書の受付・審査を行っています。

（令和6年度）

施設種別	変更届	開設許可 変更申請	管理者 承認申請	入所定員増 加認可申請	事業 変更届	社会福祉事 業変更届	加算届	計
介護老人保健施設	55	4	3	-	-	-	30	92
介護老人福祉施設	44	-	-	-	-	-	28	72
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	0
軽費老人ホーム	-	-	-	-	-	2	-	2
計	99	4	3	0	0	2	58	166

ウ 老人の日記念品等贈呈事業、福岡県ねんりんスポーツ・文化祭関連業務

新100歳の高齢者等に関する調査のほか、市町との調整の上、内閣総理大臣及び福岡県知事からの祝状及び記念品の贈呈を行っています。

また、ねんりんスポーツ・文化祭に対する支援のほか、地区大会における計画書・結果報告書の取りまとめ等を行っています。

【新100歳の高齢者数（人）】 （令和6年度）

直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
30	73	30	25	7	8	8	181

エ 軽費老人ホーム事業費補助金等事務

軽費老人ホームからの事業費補助金に係る交付申請書・実績報告書の受付・審査を行っています。

【施設数】 （令和7年4月1日現在）

施設種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
経過的軽費老人ホーム（A型）	1	1	0	2	1	0	0	5
軽費老人ホーム（ケアハウス）	3	4	3	1	1	0	1	13
計	4	5	3	3	2	0	1	18

オ 障がい福祉サービス事業に関する事務

障がい福祉サービス事業所の指定（新規・変更等・更新）事務のほか、障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言・指導を行っています。

【令和6年度受付件数】 ※障がい福祉サービス事業所数・・・別表2

区分	新規指定	変更	廃止・休止	更新
件数	26	771	27	75

カ 特別障害者等手当認定、支給事務

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい者（児）に対して、特別障害者手当及び障害児福祉手当を支給しています。

【認定件数】 (令和7年4月1日現在)

手当種別	小竹町	鞍手町	桂川町	計
特別障害者手当	12	17	10	39
障害児福祉手当	5	6	5	16
福祉手当（一般）	0	1	0	1
計	17	24	15	56

キ 障がい者スポーツ支援

県内及び当事務所管内で実施される身体・知的障がい者スポーツ大会に対する支援等を行っています。

ク 腎臓疾患患者福祉給付金認定、支給事務

就労等の理由により、夜間に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を支給しています。

○ 令和6年度認定者数.....2名（飯塚市1名、宮若市1名）

ケ 自立支援給付支給事務等市町事務指導

市町における障がい者の自立支援給付事務等の円滑な実施を図るため、各市町の担当部署に出向いて事務指導を行っています。

コ 社会福祉法人認可等事務（設立、定款変更ほか）

社会福祉法に規定する社会福祉法人の設立認可、定款変更等に係る認可申請・届出の受付・審査や認可書等の交付を行っています。

○ 令和6年度 法人設立認可申請数 0件

定款変更認可申請（届出）数.....11件

サ 社会福祉法人等に対する証明

社会福祉法人等が不動産を取得した場合に登録免許税及び不動産取得税の非課税措置を受けるための、社会福祉事業の用に供する不動産である旨の証明を行っています。

- 令和 6 年度 登録免許税関係証明数 8 件
- 不動産取得税関係証明数.....10 件

シ まごころ駐車場利用証の交付事務

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援するため、対象となる方に利用証の交付を行っています。

【利用証交付数】

(令和 6 年度)

身体障がい者	身体障がい者以外							計
	知的障がい者	精神障がい者	高齢者	難病者	妊産婦	けが人	その他	
209	4	2	45	11	28	8	0	307

(別表 1)

介護（予防）サービス事業所数（令和 7 年 4 月 1 日現在）※みなし指定を除く

サービス種別	直方市	飯塚市	宮若市	嘉麻市	小竹町	鞍手町	桂川町	計
訪問介護	31	62	9	16	3	5	2	128
訪問入浴介護	2	1	0	0	0	0	0	3
介護予防訪問入浴介護	2	1	0	0	0	0	0	3
訪問看護	19	39	3	7	1	2	0	71
介護予防訪問看護	19	39	3	7	1	2	0	71
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	35	49	6	15	2	8	6	121
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	9	17	3	5	2	1	2	39
介護予防短期入所生活介護	9	17	3	5	2	1	2	39
短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	6	7	5	2	1	0	0	21
介護予防特定施設入居者生活介護	6	6	3	2	0	0	0	17
福祉用具貸与	3	17	2	1	0	0	1	24
介護予防福祉用具貸与	3	17	2	1	0	0	1	24
特定福祉用具販売	2	17	2	0	0	0	1	22
特定介護予防福祉用具販売	2	17	2	0	0	0	1	22
介護老人福祉施設	6	15	4	5	1	2	3	36
介護老人保健施設	5	6	3	2	2	1	1	20
介護医療院	0	1	1	2	0	0	1	5
小 計 介護サービス	118	231	38	55	12	19	17	490
小 計 介護予防サービス	41	97	13	15	3	3	4	176
合 計	159	328	51	70	15	22	21	666

(別表 2)

障がい福祉サービス事業所数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

		直方市		飯塚市		宮若市		嘉麻市		小竹町		鞍手町		桂川町		計	
		事業所数	サービス数														
居宅系	居宅介護		19		37		5		9		2		2		3		77
	重度訪問介護		13		25		4		9		2		1		2		56
	行動支援	20	1	38	2	5	0	9	0	2	0	2	1	3	0	79	4
	同行援護		8		14		2		2		0		0		0		26
	小計		41		78		11		20		4		4		5		163
施設系	生活保護		16		24		4		12		3		3		6		68
	就労移行支援（一般型）		4		6		0		1		1		0		1		13
	就労継続支援（A型）		6		17		1		5		1		1		0		31
	就労継続支援（B型）		12		39		4		18		5		4		5		87
	就労定着支援		1		1		0		0		0		0		0		2
	自立生活支援	38	1	90	0	10	0	37	1	6	0	10	0	11	0	202	2
	自立訓練（機能訓練）		0		2		1		0		0		0		0		3
	自立訓練（生活訓練）		3		3		0		1		1		1		0		9
	短期入所		9		20		4		12		2		2		2		51
	施設入所支援		2		8		3		6		1		0		1		21
小計		54		120		17		56		14		11		15		287	
居住系	介護サービス包括型		13		25		5		18		2		4		3		70
	外部サービス利用型		2		0		1		0		0		1		2		6
	日中サービス支援型	16	1	28	2	6	0	17	0	2	0	5	0	7	2	81	5
	小計		16		27		6		18		2		5		7		81
合計		74	111	156	225	21	34	63	94	10	20	17	20	21	27	362	531

【生活保護制度について】

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

保護の決定に際しては、世帯の困窮状況、資産・能力、他法活用や扶養義務者の援助等の調査のうえで決定されます。

○ 保護の種類について

生活保護には次の 8 種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- 1 生活扶助
衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
- 2 教育扶助
学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用
- 3 住宅扶助
家賃、地代及び住宅の補修などの費用
- 4 医療扶助
傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用
- 5 介護扶助
要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用
- 6 出産扶助
分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用
- 7 生業扶助
就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助
検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用

○ 保護課の構成について

- ・保護第 1 係 鞍手郡鞍手町・鞍手郡小竹町の一部を担当
- ・保護第 2 係 鞍手郡小竹町・嘉穂郡桂川町を担当

【町別保護状況】保護率(%)

(各年度末現在)

年度	小竹町			鞍手町			桂川町			合計		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
R4	280	369	5.23	452	603	4.06	304	413	3.23	1,036	1,385	3.99
R5	294	386	5.60	441	578	3.94	301	395	3.12	1,036	1,359	3.97
R6	280	367	5.36	416	550	3.73	305	409	3.21	1,001	1,326	3.86

監査指導課

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の対象施設について、人員、施設・設備基準等の遵守や事業の適正な運営を確保し、利用者に対するサービスの一層の充実を図ることを目的として、次の業務を行っています。

ア 指導監査

次の対象施設に対し、県条例及び国の法令で定める最低基準を遵守しているか確認するとともに、必要な助言・指導を行います。

- ・保育所
- ・認定こども園（幼稚園型を除く）
- ・保育所のみを経営する社会福祉法人（一つの市域内のみで事業を行う法人を除く）
- ・町社会福祉協議会

イ 運営指導

次の対象施設に対し、県条例及び国の法令で定める基準に照らして、事業者支援を主眼として、必要な助言・指導を行います。

- ・介護サービス事業者
- ・介護老人保健施設

ウ 立入調査

届出保育施設等（認可外保育施設）に対し、国の通知で定める基準を遵守しているかを調査し、必要な助言・指導を行います。

【令和6年度 指導監査等実績】

*対象施設数

R6.4.1 現在

	令和6年度		実施方法
	指導等数	対象施設数	
公立保育所	11	11	毎年実施
私立保育所	88	87	毎年実施
認定こども園	26	26	毎年実施
届出保育施設等	79	80	毎年実施
社会福祉法人	5	17	3年ごと実施
町社会福祉協議会	2	7	3年ごと実施
介護サービス事業者	187	1,007	抽出実施
介護老人保健施設	10	31	3年ごと実施
計	408	1,266	

発行元： 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
発行年月： 令和7年7月
住所： 〒820-0004
福岡県飯塚市新立岩8番1号
福岡県飯塚総合庁舎
電話： 0948-21-4911
F A X： 0948-24-0186

福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403150
登録年度	登録番号
07	0001